

滋賀県の最低賃金

滋賀労働局

しっかりチェック！ 最低賃金

詳細については、次へお問い合わせください

滋賀労働局賃金室 TEL 077-522-6654
 大津労働基準監督署 TEL 077-522-6641
 彦根労働基準監督署 TEL 0749-22-0654
 東近江労働基準監督署 TEL 0748-22-0394

効力発生日：平成28年10月6日

地域別最低賃金の件名	最低賃金 (時間額)
滋賀県最低賃金	788円
平成29年10月5日以降、	813円
	に改定されます。

☆最低賃金の対象となる賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当や賞与、結婚手当等臨時に支払われる賃金は含まれません。

特定(産業別)最低賃金の件名	最低賃金 (時間額)	適用業種(日本標準産業分類 平成25年10月改定) ※2	各産業別の適用除外労働者 ※3
※1 滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金	789円	綿紡績業、化学繊維紡績業、毛紡績業、その他の紡績業、染色整理業、整毛業、フェルト・不織布製造業、上塗りした織物・防水した織物製造業、その他の繊維粗製品製造業(モール製造業、ふさ類製造業、巻きひも製造業、編ひも製造業、よりひも製造業を除く)、じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業、繊維製衛生材料製造業	☆雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ☆糸繰り、糸巻き、経通し、糸きり、管巻き、糸節取り、検反、検品、合糸、ワインダー、晒・染め・精練・整経の下準備、包装、箱詰め又は下回りの業務に主として従事する者
滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金	874円	ガラス・同製品製造業、セメント・同製品製造業(生コンクリート製造業及びコンクリート製品製造業を除く)、衛生陶器製造業、炭素・黒鉛製品製造業、炭素繊維製造業	☆雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	875円	はん用機械器具製造業、農業用機械製造業(農業用器具を除く)のうちの農業用トラクタ製造業、建設機械・鉱山機械製造業(建設用ショベルトラック製造業を除く)、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業	☆雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	859円	体積計製造業、はかり製造業、圧力計・流量計・液面計等製造業、精密測定器製造業、分析機器製造業、試験機製造業、その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、光学機械器具・レンズ製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業	☆雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ☆手作業による刻印、包装又は選別の業務に主として従事する者 ☆部品の組立ての業務のうち、卓上で行う軽易な組線、巻線、かしめ又は取付けの業務に主として従事する者
滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金	880円	自動車・同附属品製造業	☆雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ☆卓上で行う軽易な部品の組立て、刻印、選別、包装又はバリ取りの業務に主として従事する者 ☆手作業又は手工具若しくは小型機械を用いて行うシートベルトのウェビングの溶断又は縫製の業務(これらの業務うち、流れ作業の中で行う業務を除く。)
※1 滋賀県各種商品小売業最低賃金	803円	※各種商品小売業とは「衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所」が該当します。 (例：百貨店、総合スーパーマーケットなど)	☆雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

※1 平成29年10月5日以降は滋賀県最低賃金を下回ることから、滋賀県最低賃金の時間額813円が適用されます。	※2 適用業種には、上記の産業において「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び「純粋持株会社」を含みます。	※3 次に掲げる労働者は特定(産業別)最低賃金の適用が除外され、滋賀県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (3) 各産業別の適用除外労働者
--	--	--